

京都市告示第515号

京都市健康増進センターの指定管理者である財団法人京都市健康づくり協会から、京都市健康増進センター条例第4条ただし書の規定に基づき、臨時に開所する日時について次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成21年3月27日

京都市長 門川 大作

1 臨時に開所する日

平成21年4月1日から平成22年3月31日までの木曜日及び第2土曜日

2 臨時に開所する時間

午後2時から午後4時まで

(保健福祉局保健衛生推進室保健医療課)